

令和5年 第6回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日（月）午後1時30分から午後2時39分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (2人)

委員	9番	若田部明
委員	12番	大拙 孝

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	上岡幸宏
参事	磯部高志
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 飯塚康夫
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和5年第6回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号9番 若田部明委員、議席番号12番 大拙 孝委員の2名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は11名でございます。

議 長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第6回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 小林秀男委員、議席番号10番 金子一郎委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号までであります。

はじめに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条719番 契約内容は、使用貸借権の設定10年です。申請地までの距離は0.1km 所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、管理機2台を所有しております。主な経営作物は、生姜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は250日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。

3条720番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km 所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、動力噴霧器、動力草刈機各1台を所有、耕運機1台を所有予定です。主な経営作物は、野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は320日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号3条719番と720番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条719番と720番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。6月14日に委員6名が出席して審査会を行いました。

3条719番の案件について報告します。本申請につきましては、使用貸借権の設定3筆の申請になります。申請人は、3年程生姜栽培の技術を学んできました。安足農業振興事務所に新規就農に関する相談をされるなど、準備を進めてきており、今回申請をするものとなります。申請地の現況はいずれも特に問題なく、お一人で農業経営をしていきます。作付計画としましては、生姜の作付を行っていく予定となっております。販売先は道の駅、足利市場等を予定しています。

以上のようなことから総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。

3条720番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権移転3筆の申請になります。申請人は、ご実家が兼業農家をしていたことから、実家に住んでいた頃は農作業の手伝いをしていました。佐野市に移り住んでからも野菜を栽培した経験があり、今後は近隣農家の方々に教えていただきながら、農業経営を行っていきたいとのこと。申請地の現況はいずれも特に問題なく、2名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、野菜類の作付を行っていく予定となっております。販売先は道の駅、スーパー等を予定しています。

以上のようなことから総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号4条152番と4条153番について、調査班、お願いします。

調査班

4条152番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

す。4条153番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条989番から1004番について、調査班、お願いします。

調査班

5条989番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われれます。

5条990番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているもの

と判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条991番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条992番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条993番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条994番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条995番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため許可の基準は原則不許可です。立地基準は転用目的が一時的な利用に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条996番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、土地の面積割合が3分の1

を超えないものに該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条997番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条998番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条999番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1000番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1001番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1002番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番

から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1003番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1004番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

議席番号10番 金子一郎委員、どうぞ。

10番
金子委員

5条994番の案件ですが、敷地内にある古い住宅を倉庫として使用しています。それを壊さないと言われているのですが、それは全然なしで大丈夫ですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

お答えいたします。確かに違反転用している所があったのですが、その是正で4条152番が出されていますので、今回については是正されているということで問題はないと考えております。以上です。

議長

議席番号10番 金子一郎委員、どうぞ。

10番
金子委員

分かりました。任期中に許可が下りてありがとうございます。

議長

他にありますか。議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番
澁江委員

5条995番について、砂利採取の件ですが、大変深く採るかと思えます。そうしますと、地下の水位が変わる訳ですね。その南方に住宅が何軒か建ってますよね。これ、住宅じゃないのですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

南側の四角が何個かあるものでしょうか。これは住宅ではなくて資材置場と事務所のようになっております。

議長

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番
澁江委員

では、一般住宅ですと地下水を汲み上げている方が多いので、クレームが出るかと思うのですが、住宅じゃないとすれば異議なしかな。以上です。その件で何かありますか。

議長

議席番号2番 石川俊雄委員、どうぞ。

2番
石川委員

その部分については、この下は昔炭焼きをやっていた所です。この土地から約200～300m下がると採石場があって、地下水の利用については、秋山川がすぐそばを通っているので、たぶん地下水は飲食には使っていないと思います。飲食店がその先にありますけど。

議長

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番
澁江委員

では関係ないですね。分かりました。ありがとうございました。

議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号の995番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、995番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって995番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、995番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおりに許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和5年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号非農地525番と526番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地525番について報告いたします。
願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われま
す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して
おり、非農地証明はやむを得ないと思われま
す。非農地526番について報告いたします。
願出地の周囲に農地はないため、営農に支障はないと思われま
す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農
地証明はやむを得ないと思われま
す。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について願いのとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、佐野市長から協議がありましたので意見を求めます。

令和5年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。96番と97番について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外96番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、既存の施設の拡張に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと思われま

農振除外97番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、集落接続に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の、転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の、転用許可等の見込みの有無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして、議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和5年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和5年6月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和5年第6回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時39分閉会